

グリーンイノベーション基金事業費助成金交付規程 新旧対照表

新	旧
<p>グリーンイノベーション基金事業費助成金交付規程</p> <p>2021年5月24日</p> <p>2021年度規程第8号</p> <p>一部改正 一部改正 2022年2月28日 2021年度規程23号</p> <p>一部改正 2023年3月22日 2022年度規程第59号</p> <p><u>一部改正 2023年9月27日 2023年度規程第11号</u></p>	<p>グリーンイノベーション基金事業費助成金交付規程</p> <p>2021年5月24日</p> <p>2021年度規程第8号</p> <p>一部改正 一部改正 2022年2月28日 2021年度規程23号</p> <p>一部改正 2023年3月22日 2022年度規程第59号</p>
<p>第1条 略</p>	<p>第1条 略</p>
<p>(適用)</p> <p>第2条 機構が行う助成金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、機構法、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成15年経済産業省令第120号）、並びに産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）交付要綱（20210311財産第2号）及び産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）実施要領（20210311財産第2号）又は<u>特定公募型研究開発費補助金</u>（グリーンイノベーション基金補助金）</p>	<p>(適用)</p> <p>第2条 機構が行う助成金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、機構法、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成15年経済産業省令第120号）、並びに産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）交付要綱（20210311財産第2号）及び産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）実施要領（20210311財産第2号）又は<u>脱炭素化産業成長促進対策費補助金</u>（グリーンイノベーション基金補</p>

交付要綱（20230301 財産第 2 号）及び特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）実施要領（20230301 財産第 2 号）並びにグリーンイノベーション基金事業の基本方針（以下「基本方針」という。）、プロジェクト毎に担当省庁が別に定める研究開発・社会実装計画（以下「研究開発・社会実装計画」という。）並びに国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（15 度新エネ総第 1001004 号）、グリーンイノベーション基金事業の実施に関する規程（2020 年度規程第 39 号）及びグリーンイノベーション基金の管理及び運用に関する機構達（2020 年度機構達第 22 号）に定められたものによるほか、この規程の定めるところによる。

第 3～28 条 略

（インセンティブに係る助成事業）

第 29 条 1～3 略

4 インセンティブに係る助成事業について、助成事業期間は 3 年間、助成事業の総費用は 2030 年目標に係る助成事業の助成対象費用の総額とし、補助率は研究開発・社会実装計画に記載するインセンティブ率に目標の達成度に応じた係数を乗じた割合とする。

5～7 略

助金）交付要綱（20230301 財産第 2 号）及び脱炭素化産業成長促進対策費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）実施要領（20230301 財産第 2 号）並びにグリーンイノベーション基金事業の基本方針（令和 3 年 3 月経済産業省）（以下「基本方針」という。）、プロジェクト毎に担当省庁が別に定める研究開発・社会実装計画（以下「研究開発・社会実装計画」という。）並びに国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（15 度新エネ総第 1001004 号）、グリーンイノベーション基金事業の実施に関する規程（2020 年度規程第 39 号）及びグリーンイノベーション基金の管理及び運用に関する機構達（2020 年度機構達第 22 号）に定められたものによるほか、この規程の定めるところによる。

第 3～28 条 略

（インセンティブに係る助成事業）

第 29 条 1～3 略

4 インセンティブに係る助成事業について、助成事業期間は 3 年間、助成金交付申請額は 2030 年目標に係る助成事業の助成対象費用の総額とし、補助率は研究開発・社会実装計画に記載するインセンティブ率に目標の達成度に応じた係数を乗じた割合とする。

5～7 略

第30条～31条 略

附則（2023年9月27日2023年度規程第11号）

この規程は、2023年9月27日から実施する。

別記1 略

別記2 誓約事項

交付申請書に定める経理責任者は、グリーンイノベーション基金事業に係る助成事業の実施に要する経費が適切に使用されるために、以下の誓約事項を遵守することを誓約します。

1. ～3. 略

4. 経理責任者等は、取得財産の設置、運転及び操作状況等の確認並びに処分を制限された取得財産等の標示票を確認すること。

5. 略

様式第1～第21 略

第30条～31条 略

別記1 略

別記2 誓約事項

交付申請書に定める経理責任者は、グリーンイノベーション基金事業に係る助成事業の実施に要する経費が適切に使用されるために、以下の誓約事項を遵守することを誓約します。

1. ～3. 略

4. 経理責任者等は、取得財産の設置、運転及び操作状況等の確認並びに機構が所有する取得財産の標示票を確認すること。

5. 略

様式第1～第21 略